

【仲裁法及び調停による国際的な 和解合意に関する国際連合条約】

仲裁法改正と シンガポール条約の 締結について



大江橋法律事務所 パートナー 弁護士／
ニューヨーク州弁護士
小林 和弘

▶ PROFILE

kazuhiro.kobayashi@ohehashi.com

第1 はじめに

日本は、平成15年(2003年)、国連国際商取引法委員会が1985年(昭和60年)に策定した国際商事仲裁モデル法(以下「モデル法」と言います。)に準拠した仲裁法(平成15年法律138号)を制定しましたが、モデル法は、2006年(平成18年)に改正され、仲裁廷による暫定保全措置の執行等が規定されました(以下、モデル法のうち2006年に改正された条項を指すときは「2006年モデル法」と言います。)。そして、本年4月21日、仲裁法が、2006年モデル法に準拠して、改正されました。

調停による国際的な和解合意の執行について、調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約(以下「シンガポール条約」と言います。))が、2020年(令和2年)9月12日に効力が生じました。そこで、本年6月9日、シンガポール条約を締結することが国会により承認されました。それに先立つ4月21日、調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律(令和5年法律16号)(以下「条約実施法」と言います。))が成立しました。また、同日、併せて、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成16年法律151号)(以下「ADR法」と言います。))が改正され、認証紛争解決事業者の行う調停による一定の和解合意の執行も可能となりました。

本稿では、改正仲裁法、シンガポール条約及び条約実施法を紹介いたします。改正ADR法については省略させていただきます。

第2 改正仲裁法

■ 暫定保全措置

(1) 類型及び発令要件

現行仲裁法も、仲裁廷による暫定措置及び保全措置を規定していましたが、改正仲裁法は、暫定保全措置の類型及びその発令要件を規定しました。暫定保全措置は、次の5種類が規定されています(24条1項)。⑤を除き、保全すべき権利又は権利関係及びその申立ての原因となる事実を疎明しなければなりません(同条2項)。

- ① 金銭の支払を目的とする債権について、当該金銭の支払をするために必要な財産の処分その他の変更を禁止する類型(同条1項1号)。
発令要件は、金銭の支払を目的とする債権について、強制執行をすることができなくなるおそれがあるとき、又は強制執行をするのに著しい困難を生ずるおそれがあるときであることです。
- ② 財産上の給付(金銭の支払を除きます。)を求める権利について、当該給付の目的である財産の処分その他の変更を禁止する類型(同項2号)。
発令要件は、当該権利を実行することができなくなるおそれがあるとき、又は当該権利を実行するのに著しい困難を生ずるおそれがあるときであることです。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィス構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

③紛争の対象となる物又は権利関係について、申立人に生ずる著しい損害又は急迫の危険を避けるため、損害若しくは危険の発生を防止すること、若しくはその防止に必要な措置をとること、又は変更が生じた当該物若しくは権利関係の原状回復をすることを命ずる類型(同項3号)。

④仲裁手続における審理を妨げる行為を禁止する類型(⑤を除きます。)(同項4号)。

⑤仲裁手続の審理のために必要な証拠について、廃棄、消去又は改変その他の行為を禁止する類型(同項5号)。

(2) 暫定保全措置命令の担保

暫定保全措置命令の申立人に対してのみ、担保の提供を命ずることができることに改正されました(24条3項)。

(3) 暫定保全措置命令の取消し等及び事情変更の開示命令

暫定保全措置命令の取消し等が規定されました。暫定保全措置命令が発令された後に、その発令要件を欠くことが判明したとき、又は発令要件を欠くに至ったときなどの事情の変更があったときは、仲裁廷は、当事者の申立てにより、暫定保全措置命令の取消し、変更又は効力の停止をすることができることになりました(24条4項)。また、当事者の申立てがなくても、仲裁廷は、特別の事情があると認めるときは、当事者にあらかじめ通知した上で、職権で、暫定保全措置命令の取消し等することができることになりました(同条5項)。

また、事情変更の開示命令が規定されました。仲裁廷は、暫定保全措置命令の発令要件を欠くことが判明したなどの事情の変更があったと思量するときは、当事者に対し、事情の変更の有無及び当該事情の内容を開示することを命ずることができることになりました(24条6項)。なお、申立人が事情変更の開示命令に従わないときは、事情の変更があったものとみなされます

(同条7項)。

(4) 暫定保全措置命令に係る損害賠償命令

暫定保全措置命令に係る損害賠償命令が規定されました。仲裁廷は、暫定保全措置命令を取消し等した場合において、申立人の責めに帰すべき事由により暫定保全措置命令を発したと認めるときは、申立人に対し、暫定保全措置命令の発令により被申立人が受けた損害の賠償を命ずることができることになりました(24条8項)。

(5) 適用範囲

仲裁法24条は、仲裁地が日本国内にある場合にのみ適用されます(3条)。仲裁地が外国にある場合には、当該外国法が適用されますので、当該外国法がモデル法に準拠しているか否か等、当該外国法を確認する必要があります。

また、仲裁法は、当事者が別段の合意をしている場合、当該合意を優先させていますので(改正仲裁法24条1項柱書、同条8項ただし書)、実務的には、当事者が合意した仲裁に適用される規則に従うことになります。例えば、一般社団法人日本商事仲裁協会の商事仲裁規則(2021年7月1日改正・施行)(以下「商事仲裁規則」と言います。)が適用される場合には、5章仲裁廷又は緊急仲裁人による保全措置命令(71条乃至79条)が適用されます。

2 暫定保全措置命令の執行

(1) 予防・回復型の暫定保全措置命令

暫定保全措置命令のうち、上記1(1)③の類型のもの(以下「予防・回復型の暫定保全措置命令」と言います。)については、当該暫定保全措置命令の申立てをした者は、裁判所に対し、当該暫定保全措置命令に基づく民事執行を許す旨の決定(執行等認可決定)を求める申立てをすることができることになりました

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

(47条1項1号)。裁判所は、執行拒否事由のいずれかがあると認めるときに限り、当該申立てを却下することができませんが、当該申立てを却下する場合を除き、執行等認可決定をしなければなりません(同条6項乃至8項)。執行拒否事由としては、仲裁合意がその効力を有しないこと(同条7項1号及び2号)、当事者が、仲裁手続(暫定保全措置命令に関する部分に限ります。)において防御することが不可能であったこと(同項4号)、暫定保全措置命令の内容が日本における公序良俗に反すること(同項10号)などが定められています。予防・回復型の暫定保全措置命令は、執行等認可決定がある場合に限り、当該暫定保存措置命令に基づく民事執行をすることができることとなりました(48条)。

(2) 禁止型の暫定保全措置命令

暫定保全措置命令のうち、上記■(1)①、②、④及び⑤の類型のもの(以下、併せて「禁止型の暫定保全措置命令」と言います。)については、違反金支払命令を発することを許す旨の決定(執行等認可決定)を求める申立てをすることができることになりました(47条1項2号)。裁判所は、執行拒否事由のいずれかがあると認めて、当該申立てを却下する場合を除き、認可決定をしなければならないこと等は上記の執行等認可決定の場合と同様です。そして、裁判所は、禁止型の暫定保全措置命令について確定した執行等認可決定がある場合において、当該暫定保全措置命令の違反又はそのおそれがあると認めるときは、違反金支払命令を発することができ、この違反金支払命令に基づき、民事執行をすることができることになりました(49条)。

(3) 適用範囲

暫定保全措置命令の執行については、仲裁地が日本国内にあるかどうかを問いません(47条1項柱書)。日本企業の立場から一般的に言えば、仲裁地が外国にある場合の仲裁廷による暫定保全措置命令も日本において執行されることとなります。なお、仲裁規則には、緊急仲裁人による暫定保全措置命令が規定さ

れている場合があります(例、商事仲裁規則5章2節75条乃至79条)、これは日本では執行することができません。

他方、日本における仲裁廷の暫定保全措置命令や緊急仲裁人による暫定保存措置命令が外国において執行されるかは、当該外国法によります。同法が2006年モデル法に準拠している場合には、仲裁廷による暫定保全措置命令を執行することができます。

(4) 民事保全

暫定保全措置命令は、民事保全法(平成元年法律91号)上の保全命令に似ていますが、被申立人の第三債務者に対する債権を仮に差押えて、第三債務者に対して仮差押命令を送達するとか、被申立人の不動産に処分禁止の仮処分を行って仮処分の登記をすとかはされません。日本において、民事保全が必要な場合には、別途、日本の裁判所に申立てをすることができます(仲裁法15条)。

3 仲裁合意

現行仲裁法上、仲裁合意は、原則として、書面によってしなければならない(13条2項)、2006年モデル法7条4項のように、電磁的記録によることも可能とされています(同条4項)。改正仲裁法は、さらに、書面によらないでされた契約であっても、仲裁条項が記載され、又は記録された文書又は電磁的記録が当該契約の一部を構成するものとして引用されているときは、書面性を満たすこととしました(13条6項)。

4 仲裁関係事件

仲裁関係事件について、東京地方裁判所及び大阪地方裁判所にも競合管轄を認められることになりました(5条2項、8条2項2号、35条3項4号、46条4項3号及び47条4項3号)。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィス構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

また、現行仲裁法上、裁判所に、仲裁判断の執行決定を求める申立てをするときは、仲裁判断書が外国語で作成されている場合は、日本語による翻訳文を提出しなければなりません(46条2項)、改正仲裁法は、裁判所が、相当と認めるときは、被申立人の意見を聴いて、仲裁判断書の翻訳文の提出を省略することができることとしました(46条2項ただし書)。これは、改正仲裁法により認められるようになった暫定保全措置命令の執行等認可決定においても同様です(47条2項ただし書)。

競合管轄が認められた東京地方裁判所及び大阪地方裁判所には、英語を理解する裁判官が配属されて、英語の仲裁判断書等の翻訳文の提出が省略されることが予想されています。しかし、日本企業の立場から一般的に言えば、仲裁判断等を争う場合には、日本語の翻訳文の提出を要求することが考えられます。

5 施行時期

改正仲裁法は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます(附則1条)。同法は、本年4月28日に公布されましたので、令和6年4月27日までに施行されますが、本年8月31日現在、当該政令は制定されておらず、施行日は未定です。しかし、令和6年4月1日から施行されると予想されています。

第3 シンガポール条約

1 経緯

仲裁判断と異なり、調停による和解は、当事者が合意したものですから、任意に履行されることが多いですが、外国仲裁判断については、本年8月31日現在の170か国以上が外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約(ニューヨーク条約)(昭和36年

条約10号)に加入しており、締約国で執行されるのに対して、調停による国際和解合意は必ずしも他国において執行されません。そこで、このような和解合意の執行について統一的で効率的な枠組みを提供する、シンガポール条約が策定されました。2018年(平成30年)12月20日、国際連合総会において、条約案が採択され、2019年(令和元年)8月7日、シンガポールにおいて、署名式を開催することが承認されました。同日、シンガポールにおいて、46か国が署名し、2020年(令和2年)3月12日に、三番目の批准書が寄託されて、同年9月12日に効力が生じました(14条1項)。本年8月31日現在の署名国は56か国で、締約国は11か国です。

2 留保

締約国は、①締約国又はその政府機関若しくはその政府機関のために行動する者が当事者である和解合意について、同条約を適用しないこと、及び、②和解合意の当事者が同条約の適用に合意した限度においてのみ、同条約を適用すること(以下「オプトイン留保」と言います。)を宣言することにより、留保することができます(シンガポール条約8条1項)。日本は、オプトイン留保することを予定しています。

3 適用範囲

シンガポール条約が効力を生じている国においては、日本が成立させた条約実施法のような当該国の手続規則に従って(シンガポール条約3条)、日本企業もシンガポール条約上の和解合意を執行することは可能となっています。もっとも、当該国が、上記②①の留保をしている場合、当該国の国営企業等に対して和解合意を執行することはできません。また、当該国が、オプトイン留保している場合、当事者がシンガポール条約の適用に合意している必要があります。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

4 効力発生日

前記第1のとおり、国会は、本年6月9日、シンガポール条約の締結を承認しました。日本が加入書を寄託すると、その日の後6か月で効力を生じますが(14条2項)、日本は、本年8月31日現在、まだ加入していません。令和6年4月1日に効力が生ずるように加入書を寄託すると予想されています。

第4 条約実施法

1 国際和解合意

日本において執行が認められる国際和解合意は、調停において当事者間に成立した合意であって、合意が成立した当時において次に掲げる事由のいずれかに該当するものを言います(2条3項)。

- ① 当事者の全部又は一部が日本国外に主たる事務所等を有するとき(同項1号)。
- ② 当事者の全部又は一部が互いに異なる国に事務所等を有するとき(同項2号)。
- ③ 当事者の全部又は一部が事務所等を有する国が債務履行地又は最密接関係地が属する国と異なるとき(同項3号)。

上記①については、典型的には、外国企業との間の和解合意ですが、当事者の親会社が日本国外に主たる事務所等を有するときも含まれます。和解合意の相手方が日本企業であっても、外資系企業の場合には、当該和解合意は日本において執行され得ます。さらに、外国に営業所を有する日本企業が、当該外国の企業との間で生じた紛争につき、当該外国を債務履行地とする和解合意をした場合にも、当該和解合意は日本において執行され得ます。シンガポール条約よりも適用範囲が広がっています。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

2 適用範囲

上記第3の2のとおり、日本はシンガポール条約の締結に当たり、オプトイン留保する予定ですから、条約実施法は、国際和解合意の当事者が、条約又は条約の実施に関する法令に基づき民事執行をすることができる旨の合意(以下「民事執行の合意」と言います。)をした場合について、適用する旨規定しています(3条)。後記4のとおり、国際的和解合意を執行する場合にはその内容が記載された書面等を提出する必要があるのに対して(5条)、民事執行の合意を書面等で行うことは求められていませんが、立証の容易さから書面等で行うべきです。逆に、日本企業が外国企業との間で和解合意しても、日本において執行されることを望まない場合には、民事執行の合意をしていないことを書面等に記載等すべきです。

3 適用除外

次の紛争に係る国際和解合意については、適用しないことが規定されています(4条)。

- ① 個人が当事者となっている紛争(同条1号)。
- ② 個別労働関係紛争(同条2号)。
- ③ 人事・家庭に関する紛争(同条3号)。
- ④ 裁判所において成立したもの等(同条4号)。
- ⑤ 仲裁判断としての効力を有するもの(同条5号)。

①については、個人が、事業として又は事業のために契約又は取引の当事者となる場合は適用されます。

④については、日本の裁判所において成立したものは、民事調停法16条に基づき執行され得ます。

⑤については、仲裁法に基づき執行され得ます。

4 執行決定

国際和解合意に基づいて民事執行をしようとする当事者は、債務者を被申立人として、裁判所に対し、執行決定を求める申立てをしなければならず(条約実施法5条1項)、当事者が作成した国際和解合意の内容が記載された書面又は調停人その他調停に関する記録の作成、保存その他の管理に関する事務を行う者が作成した国際和解合意が調停において成立したものであることを証明する書面を提出しなければなりません(同条2項)。この書面については、記載すべき事項を記録した電磁的記録に係る記録媒体の提出をもって代えることができます(同条3項)。外国語で作成された書面等については、日本語による翻訳文を提出しなければなりません。裁判所は、相当と認めるときは、被申立人の意見を聴いて、翻訳文を提出することを要しないものとしてできること(同条4項ただし書)、及び、東京地方裁判所及び大阪地方裁判所にも競合管轄が認められること(同条6項4号)は、改正仲裁法についての前記第2の4と同様です。

5 施行時期

条約実施法は、シンガポール条約が日本国について効力を生ずる日から施行することになっています(附則1条)。前記第3の4のとおり、シンガポール条約は、令和6年4月1日から効力を生ずることが予想されています。

以上

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。